

第5章 特別指導期間中の指導事項

- 1 本人は特別指導期間中，反省日誌をつけ各教科より与えられた課題に取り組み，その内容について関係職員の指導を受ける。
- 2 学校での特別指導の場合，8時00分に登校し，所定の場所で学習に取り組み，関係職員の指導を受け下校する（16時30分～17時00分）。
- 3 家庭での特別指導の場合は，保護者の監視のもと反省日誌や与えられた学習に取り組み，指定された日に出校して関係職員の指導を受ける。
- 4 期間中（日曜，祭日も含む）は，外出禁止とし，外部者（友人等）とむやみに交流や連絡をとらない。
- 5 期間中に実施される定期考査（別室），就職試験及び資格試験等は受けさせる。

第6章 生活指導内規

(A) 退学，停学	鹿児島県立高等学校学則26条，27条に該当する生徒及びその他の事情で退学，停学を余儀なくされる場合は，職員会議の決議を経て学校長が命ずる。
(B) 特別指導 (無期)	<input type="checkbox"/> 暴力（傷害・いじめ等） <input type="checkbox"/> 不良交友 <input type="checkbox"/> 教師暴力(反抗) <input type="checkbox"/> 恐喝 <input type="checkbox"/> 家出 <input type="checkbox"/> Cの事項を同時に起こしたり，度重なる場合
(C) 1週間以上	<input type="checkbox"/> 無許可アルバイト <input type="checkbox"/> 飲酒(同席) <input type="checkbox"/> 喫煙(同席,所持) <input type="checkbox"/> 考査中の不正行為 <input type="checkbox"/> 万引き <input type="checkbox"/> 窃盗 <input type="checkbox"/> パチンコ <input type="checkbox"/> SNS等に関する問題行動
(D) 3日～1週間	<input type="checkbox"/> Eの事項を同時に起こしたり，度重なる場合 ※ D項より保護者召喚を含む
(E) 校長訓告	<input type="checkbox"/> 深夜徘徊 <input type="checkbox"/> 無断外泊 <input type="checkbox"/> 度重なる服装違反
指導部訓告	<input type="checkbox"/> 遊戯場（カラオケボックス等）への出入り <input type="checkbox"/> 怠学(さぼり) <input type="checkbox"/> 校則違反 <input type="checkbox"/> 器物破損 <input type="checkbox"/> 担任より指導の要請があった場合

※上記項目に該当しない事例が発生した場合は，係会，職員会議の決議をもって指導措置案を決定する。

※問題事例が複雑で，2項目以上にわたる場合は一番重い指導措置案で反省の機会を与える。

※問題事例が二度三度と度重なる場合は，反省期間は延長される。

※問題事例の軽重によっては，係会，職員会議の了承を得て，相応の指導措置を行う場合もある。

第7章 服装に関する規定 ※令和4年改訂 令和4年9月13日 施行

男子

1 制服

- ① 本校指定のものを着用する。
- ② 夏服は白半袖開襟シャツ(左襟に科章)指定の夏スラックス。
- ③ ベルトを着用する。黒で、幅は2 cm～4 cmのもの。
- ④ ズボン裾は、床にかからない程度とする。

2 靴

- ① 白を基調とした運動靴(ローカットのみ。華美なデザインのもの不可。靴紐は白とする。)または黒革靴(かかとの低いローファー)とする。
- ② 体育の授業時は白の運動靴とする。

3 靴下

- ① 白・黒・紺を基調とした色とする。ワンポイントは可。スニーカーソックスは不可。
- ② 体育の授業時は白色とする。

4 頭髪

- ① 高校生らしい品位を保ち、流行の髪型を追いかけず、整髪を心掛けること。
- ② 襟、耳にかからないこと。前髪は眉にかからないこと。もみ上げは耳たぶの上までとする。
- ③ パーマや染色・脱色、整髪料等は禁止。

5 その他

- ① ピアス等のアクセサリ、眉そり等は禁止。

女子

1 制服

- ① 本校指定のものを着用する。
- ② スカート丈はひざが見えない程度の長さとする。

2 靴

- ① 白を基調とした運動靴(ローカットのみ。華美なデザインのもの不可。靴紐は白とする。)または黒革靴(かかとの低いローファー)とする。
- ② 体育の授業時は白の運動靴とする。

3 靴下

- ① 儀式の時には必ず指定靴下を着用、それ以外は白・黒・紺を基調とした靴下を着用してもよい。ワンポイントは可。スニーカーソックスは不可とする。冬季は黒のタイツを使用してもよい。
- ② 体育の授業時は白色とする。

4 頭 髪

- ① 高校生らしい品位を保ち、流行の髪型を追いかけず、整髪を心掛ける。
- ② 前髪は眉にかからない長さとし、後髪は肩にかかる場合は結ぶ。結び方は、1つか2つに結わせる。
- ③ バレッタ、カチューシャ、シュシュは不可。ヘアピンやゴムの色は黒・紺・茶とする。
- ④ パーマ、カール、エクステンション、ヘアーアイロン、染色・脱色などは禁止する。

5 その他

化粧、アイプチ、ピアス等のアクセサリ、眉そり、マニキュア、カラーコンタクト、色つきリップクリーム等は禁止する。

※男女共通事項

- 1 登下校の際は制服を原則とする。ただしやむを得ず規定の服装ができない時は異装許可を受ける。
- 2 校舎内では本校規定のスリッパを使用する。
- 3 マフラーは自転車・原付バイク利用者は不可。
- 4 防寒着については、単色であれば認める。それ以外にも、係の承認が得られているものであれば、例外的に認める場合がある。
- 5 カバンは指定のもので必ず記名をし、シールや人形などで飾らない。補助バッグについては華美でないものを使用する。
- 6 所持品はすべて記名すること。
- 7 手袋は飾りのついていない派手でないものを用いてもよい。
- 8 靴のかかとの踏み潰し、シャツ出しは禁止する。
- 9 インナーは淡色（白・グレー、ベージュ等）とし、無地で透けにくく制服からはみでないものとする。ただし、冬服では黒も可とする。
- 10 頭髪で、くせ毛、赤毛等については合格者集合時に届け出る。
- 11 携帯電話の校内への持ち込みは許可制とする。

第8章 不正行為に関する規定

不正行為または不正行為に類する行為については、考査に関する規定の5の(9)および(10)によるものとする。指導措置については、生徒指導係が事情聴取を行い、係会を経て、職員会議で決定する。

第9章 アルバイトに関する規定 ※令和3年改訂 令和4年4月7日 施行

アルバイトは原則として禁止する。ただし経済的な事情でやむを得ない場合は、下記の事項をもって許可することもある。(長期休業中のアルバイトに関しては別途定める。)

無許可アルバイトが発覚した場合は厳正なる指導のほか、特別指導措置がある。

1 特別アルバイトについて

(1)許可条件

次のすべての項目を満たすこととする。

ア 現在の家庭経済上やむを得ない者(卒業後を見据えた貯蓄等のみを理由とするものは対象外)。

イ 生活指導上および健康上問題のない者(遅刻・欠席等を含む)。

ウ 直近の定期考査において欠点が3科目以上ない者。

エ 1年生の場合は、1学期中間考査終了後であること。

オ 特別指導を受けた過去がある場合、指導の終了から3か月以上経過していること。

(2)許可の流れ

ア 学校(担任・生徒指導部)は、該当生徒および保護者と原則面談し、生徒のアルバイト就業が必要であることを確認する。

イ 面談後、生活指導係会での審議を経て職員会議等で可否を問い、許可された場合のみ申請手続きを行う。

ウ 特別アルバイト許可願(雇用者の署名・確認印付き)の提出をもって、正式に就業の許可をする。なお、イの職員会議等から2か月以内に許可願の提出がなされなかった場合、一度許可を取り消し、再びアの面談から手続きをし直すこととする。

(3)アルバイトの内容

ア 勤務時間は8時間以内。平日のアルバイトの就業時間は放課後から21時に帰宅できる時間までとする。土日・祝日のアルバイトの就業時間は8時から21時に帰宅できる時間までとする。

イ 酒類の提供を主とする業務(居酒屋、バー、クラブ及びそれらに準ずる場所での就労)、工事現場など危険を伴う業務、その他宿泊を伴うアルバイトは禁止する。

ウ 労働時間・賃金・業務内容を含め、就業先は保護者と相談して決定する。

(4)通勤方法

終業時刻や帰宅時間の観点から踏まえて、交通機関などアルバイト先までの通勤方法の安全性を確認すること。なお、原付バイクによるアルバイト先への通勤は

禁止とする。

(5)その他

- ア 学期末ごとに特別アルバイト就業報告書（雇用者の確認印付き）を，定められた期日までに提出しなければならない。（3年生は，2学期末の就業報告書については，1月末に終了報告書という形で提出する）
- イ アルバイト先を変更した場合やアルバイトを終了した場合は，速やかに係に報告しなければならない。その際，所定の終了報告書の提出をすること。
- ウ 以下のようなときは，アルバイトの許可を取り消す場合がある。
 - （ア）学期末の就業報告書など，必要書類の提出がなされない場合。
 - （イ）アルバイト開始後に，勤務状況不良等，学業不振，基本的な生活習慣上の問題が生じた場合（欠点保持・遅刻欠席早退多数・服装頭髪違反等）。
 - （ウ）その他学校が必要と判断した場合。